

時価会計の再検討

中 井 和 敏

要 旨

固定資産に対する減損会計導入問題と相俟って、時価会計に関わる諸問題が議論されている。国際会計基準との整合性を図る目的もあり、時価会計の導入が段階的に行われてきた。企業会計の任務は、経営実態を表示した財務諸表をステークホルダーへ適宜開示することである。そこには、会計の役割として「処分可能利益算定機能」を重視するか、「投資意思決定情報提供機能」を重視するかという基本的問題がある。また、企業経営の立場から取得原価主義会計と時価会計を比較した時、時価会計には、時価の把握、評価基準の設定方法や評価された資産の扱い方等、経営管理を行う上で多くの問題があり、その導入については再検討が必要である。

1. はじめに

企業会計制度の主な改訂には、連結財務諸表の作成、税効果会計の導入、退職給付会計や年金会計の見直し、時価会計導入などがある。これらはすでに段階的に実施されている。2001年4月からスタートした財務会計基準機構（FASB: Financial Accounting Standards Foundation）の企業会計基準委員会（ASBJ: Accounting Standards Board of Japan）は、デフレ経済下における時価会計導入は問題との意見を考慮したためか、2003年4月17日「①時価会計および強制評価減の見直し（選択制導入）、長期保有株式などへの時価会計の一部凍結、②当初2005年度から導入する予定であった固定資産の減損会計の強制適用開始を2年間延長する」点について検討することを決定し、「導入に際して実務に適用する場合の具体的な指針等については、今後、関係府令を整備するとともに企業会計基準委員会において適切に措置していく」としていた。しかし、同年8月1日に具体的な指針等として「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案）」が公表され、本格導入に向けた整備がなされている⁽¹⁾。諸改訂の中でも、特に時価会計の導入は企業経営に多大な影響を与えるとの見方がある⁽²⁾。本稿は、企業経営の継続性の維持という観点から、有価証券等の金融商品への時価会計の適用を事例的に取り上げ、関連して発生する経営管理上の諸問題について検討する。

時価会計を問題にする場合、時価主義会計という用語が使われる。「時価会計とは原則として資産と負債を時価で評価することであるが、時価主義会計にはインフレーション会計といわれるもので、貸借対照表の資産・負債のすべての項目を、物価指数等を基礎に時価で評価する方法と、会社を清算する場合の資産・負債を、換金可能性の観点から時価で評価する方法（売却時価会計）がある。時価会計と時価主義会計にはこのような違いがある。今回導入された時価会計は、時価主義会計と異なり、あくまでも現行の取得原価主義の枠内で客観的に時価評価可能な資産を評価しようとする考え方

がある」⁽³⁾。このような理由により、本稿では「時価会計」という用語を使用している。

2. 取得原価主義会計から時価会計への移行

1973年の石油危機を契機に、世界的なインフレに対応するために「物価変動会計（インフレーション会計）」⁽⁴⁾の導入が議論されたことがある。この時、問題になったのが取得原価主義会計による資産評価の方法であった。時価会計では資産等を決算期末の「時価」⁽⁵⁾で評価するが、取得原価主義会計では取得価額を評価基準とする。株式等も決算期末の時価が著しく下落し、回復する見込みが認められない限り時価評価は行わない。もしも、そのような事態になった場合には、損益計算書に評価損を計上し同額を資産から控除する。減価償却対象資産も取得価額で計上し、減価償却の手続きにより毎期費用化（償却分を損益計算書に減価償却費として計上）し、資産額を減額する。取得原価主義会計はあくまでも資産の取得額を評価額とする。しかし、取得原価による評価では簿価と時価との乖離が著しく、時価でなければ適切な資産評価にならないと問題にされたのである。

わが国では株式や土地等の資産は原価法もしくは低価法の任意選択による評価が行われてきた。この方法では「含み損益」が財務諸表に反映されない。経営実態が分かり難く不透明であるといった指摘がなされていた。これらのことがより顕在化したのが1998年の日本長期信用銀行の破綻である。同行は破綻する半年前までは健全行と認定されていた。それが僅か半年後に債務超過と判断され経営破綻に陥ったのである。つまり、健全行か否かについての判定基準を巡る問題が表面化したのである。同行の保有する金融商品等の評価は原価法で行われており「含み損」が明示されていなかった。持ち合い株式を含め多額の金融商品を保有していた同行にとっては致命的であった。この日本長期信用銀行の破綻を契機とし、投資家や預金者たちの金融機関の財務情報への不信が一気に高まり、時価会計による資産評価が求められるようになった⁽⁶⁾。

取得原価主義会計によって発生する「含み損益」に関連し、特に、バブル崩壊後著しく下落した株式や土地の評価のあり方が問題になった。バブル期での会計基準は取得原価主義が適用されていたため、膨大な含み益が発生していた。金融機関もその含み益を担保価値に含め多額の融資を行ってきた。融資を受ける側も担保価値の上昇を期待し、本業以外の不動産や株式へ多額の投資を行い、そこから得られた含み益を内在させながら経営を続けていた。しかし、バブル崩壊後は一変した。不動産価格や株価は下落を続け、逆に膨大な含み損が発生することになった。含み益を考慮して多額の融資を行ってきた金融機関も融資の回収が困難になり、経営破綻に追い込まれた例も数多く見られたのである。

バブル崩壊後、金融機関、事業用土地を保有していた不動産会社あるいは建設会社等の資産価値は、景気の長期低迷も影響し著しく劣化した。このようなこともあり、1998年にいわば緊急避難的措置として「土地再評価法」⁽⁷⁾の適用が認められ、含み益をオンバランスすることにより自己資本を高めた経緯がある。土地再評価法は事業用土地について時価評価を行い、簿価の修正を認める時限立法である。しかし、この法律の適用が認めらる企業は「預金取扱金融機関、商法上の大会社および証券取引法監査の適用会社」に限定されていた。時価も公示価格、都道府県地価調査基準地価、固定資産

税評価額、路線価格、不動産鑑定士による評価額のいずれか選択したもの、もしくは、その組み合わせによることもできる、というように多様であった。会計処理は、土地再評価によって発生した簿価と時価との差額から税効果相当額を控除した額を「再評価差額金」として「資本の部」に計上し、これと同額を「再評価に係る繰延税金資産」として「資産の部」に計上する。しかし、土地再評価は資産の簿価と時価との乖離を継続的に是正するものではなく、取得原価主義のもとでの例外措置で「①1回しか実施できない。②資本の部に計上された再評価差額金を配当の原資にしてはならない。③全ての事業用土地について、一括して再評価しなければならない。④含み損益を有する土地だけに適用する。⑤再評価後に含み損が生じた場合は注記が必要で、決算期ごと時価の算定を表記しなければならない」という条件があった。また、土地再評価を行った場合、貸借対照表の「注記事項」として再評価の方法に関する具体的内容の表記が義務付けられていた。参考までにユニチカ株式会社における2002年3月期の貸借対照表の「注記事項」の記載例を示しておく（図表1）。

図表1 ユニチカ株式会社の貸借対照表に関する注記事項の一部

(7) 事業用土地の再評価	
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日法律第19号）に基づき、事業用土地（所有権移転の仮登記中の土地を含む。）の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しています。	
1. 再評価の方法	
主要な土地については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により評価し、その他については同第2条第4号に定める標準地の路線価に合理的な調整を行って算定する方法により評価しています。	
2. 再評価を行った年月日	平成14年3月31日
3. 再評価前の帳簿価額	58,331百万円
4. 再評価後の帳簿価額	93,015百万円

（出所）ユニチカ株式会社「決算広告」より抜粋（<http://www.unitika.co.jp>）

ユニチカ株式会社の「土地再評価差額金」の算定の基礎になっている事業用土地は「主要な土地は不動産鑑定士による鑑定評価により評価し、「その他については標準地の路線価に合理的な調整を行って算定している」との注記がある。もし、再評価方法に「公示価格」や「都道府県地価調査基準地価」を使用していたら、当然、「再評価前の帳簿価額58,331百万円」と「再評価後の帳簿価額93,015百万円」の差額から算定される「税引前の再評価差額金」は現在の金額と異なったものになる。

土地再評価法は商法上の取得原価主義による資産評価の原則を考慮しない特例法である。その後、経済状況を勘案し、適用期間を2002年3月31日まで延長した。減損会計は含み損だけをオンバランスする。しかし、土地再評価法は、含み益のある土地を保有している場合、土地再評価による評価損益は損益計算書を経ないで税効果会計を適用し直接貸借対照表に計上される。結果として簿価が切り上げられ、自己資本の充実が可能となる。含み損を抱える企業にとっても、財務状況は悪化するものの

に区分される。

(1) 資産の区分

- ①流動資産……現金、預金、受取手形、売掛金、有価証券、棚卸資産等
- ②固定資産……有形固定資産（建物、土地等）、無形固定資産、投資その他の資産
- ③繰延資産……創業費、社債発行差金等

この資産区分の基準には、「営業循環基準」と「1年基準」が適用され、有価証券等の金融商品については、所有目的の違いによって流動資産もしくは固定資産のいずれかに計上しなければならないことになっている。また、資産の評価基準には原価基準、時価基準、低価基準がある。

(2) 資産の評価基準

- ①原価基準……資産の取得価額によって評価額を算定する方法。
- ②時価基準……資産の評価額を決算時の時価で算定する方法。この時価による評価基準には売却時価基準と再調達原価基準がある。
- ③低価基準……決算時に取得原価と時価を比較し低い方の価額で評価する方法。

ここで取得原価主義会計による原価を評価基準とした会計処理について、事例をまじえ概説する。たとえば、建物を50億円で建設（取得）した場合、この建物の取得価額は50億円となる。取得後、建物の時価が上昇しても評価替えは行わない。費用は、費用・収益対応の原則に基づき、取得価額を税法で決められた耐用年数で期間配分する。先の建物を例にとれば、耐用年数を30年間、残存価額を取得価額の10%、減価償却の方法は定額法を採用した場合、減価償却費は年間1億5千万円となる。

(算式) 1年間の減価償却費 = (取得価額 - 残存価格) ÷ 耐用年数

$$1 \text{ 億 } 5 \text{ 千万円} = (50 \text{ 億円} - 5 \text{ 億円}) \div 30 \text{ 年}$$

(仕訳)	1年目	(借方) 建物 50億円	(貸方) 現金 50億円
		(借方) 減価償却費 1.5億円	(貸方) 減価償却累計額 1.5億円
	2年目以降	(借方) 減価償却費 1.5億円	(貸方) 減価償却累計額 1.5億円

また、市場性ある有価証券（他社の株式など）を保有したケースでは以下のようなになる。たとえば、売買を目的として、ある株式を1株600円で10万株取得したとする（支払いは全額現金、手数料などは省略）。その取引は次のように仕訳する。

(仕訳)	(借方) 有価証券 6,000万円	(貸方) 現金 6,000万円
------	-------------------	-----------------

取得した株式は貸借対照表の流動資産に「有価証券6,000万円」として計上される。したがって、この企業の貸借対照表を見れば、保有している有価証券（株式）は6,000万円で購入したことが判読できる。

そして、株価が値上がりし、1株700円ですべて売却したとする。売却分をすべて現金で受け取っ

た場合（手数料などは省略），その取引は次のように仕訳され，「有価証券売却益1,000万円」は損益計算書の「営業外収益」の一項目に計上される。

(仕訳)	(借方) 現金	7,000万円	(貸方) 有価証券	6,000万円
			有価証券売却益	1,000万円

取得原価主義会計では，資産の計上基準は「企業会計原則」に従い，取得価額を原則としているので，基準が明確である。しかし，取得原価による評価額は過去の価値にしか過ぎず，現在の資産価値を反映したものではない。また，決算期末の時価と比較した時，簿価と時価に乖離があれば「含み損益」が発生するが，取得原価主義会計によって作成される貸借対照表ではこれが把握できない。さらに，低価法の任意適用という要素も加わり，含み益を利用した「益出し」や原価法での「損失隠し」などの利用によって「利益操作」も可能である。会計処理の適用基準にも統一性がないので，企業が開示する財務情報には多分に恣意的要素が含まれ，企業間比較が出来ないといった問題も指摘されていた。

取得原価主義会計のこのような問題点を改善するために導入されたのが時価会計である。時価会計では有価証券等の金融商品や固定資産を決算期末の時価で評価する。時価という統一的な評価基準で会計処理が行われるため，利益操作も難しくなる。また，含み損益のオンバランスにより資産の実態が把握でき，企業が開示する財務情報の透明度も高まる。時価会計に対してはこのような期待があったものと思われる。

4. 金融商品に関する時価会計の概要

時価会計導入の契機になったのは，1999年1月22日，大蔵省（当時）企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の概要」（以下「概要」と称する），「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「意見書」と称する），「金融商品に係る会計基準」および付属資料「金融商品に係る会計基準注解」（以下「会計基準」および「会計基準注解」と称する）が公表されたことによる。同審議会はこの他に，1997年9月6日に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を，翌1998年3月には「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」，「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」及び「研究開発費に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。また，同年6月に「中間監査基準の設定に関する意見書」，「監査基準，監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書」及び「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表し，同年10月にも「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。

「意見書」では「Ⅱ本意見書の位置づけ」と題し「諸般の課題に係る一連の会計基準等の整備は，①内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し，②投資者が自己責任に基づき，より適切な投資判断を行うこと及び企業自身がその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし，③連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築するとの基本

的認識に基づいて、21世紀に向けての活力と秩序ある証券市場の確立に貢献することを目指すものである。本意見書は、このような基本的認識に沿った会計基準の整備の一環をなしている。資産の評価基準については『企業会計原則』に定めがあるが、金融商品に関しては、原則として、本基準が優先して適用される。なお、金融市場の発展及び金融取引の開発はさらに進んでいくものと考えられることから、企業会計を取り巻く環境の変化に応じ、今後も、会計基準の整備・改善について努力していくことが必要である⁽⁹⁾と明記している。時価会計導入には国内外の投資家の存在に対する強い意識が背景にある。資産の評価基準に関して、『企業会計原則』に定めがあるが、金融商品に関しては原則として本基準が優先して適用される」とし、金融商品への時価会計の適用は2000年4月1日以後開始する事業年度から、「その他有価証券」への時価会計は2001年4月1日以後開始する事業年度から適用されるが、2000年4月1日以後開始する事業年度からの同時適用も認めている⁽¹⁰⁾。

(1) 時価会計適用の対象金融商品

時価会計適用の対象となる金融商品は「金融資産」「金融負債」「デリバティブ取引に係る契約」に大別できる。また、複数の金融資産または金融負債を組み合わせたものを「複合金融商品」とし、金融商品に含めて扱うことになっている（図表3）。

図表3 金融商品会計の対象となる金融商品の分類

	項目	内容
1	金融資産	①現金 ②預金、売上債権、貸付金等の金銭債権 ③株式その他の有価証券 ④デリバティブ取引に係る契約によって生じる正味の債権
2	金融負債	①買入債務、借入金や社債等の金銭債務 ②デリバティブ取引に係る契約によって生じる正味の債務
3	複合金融商品	複数種類の金融資産または金融負債が組み合わせているもの

〔出所〕企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（1999年1月公表）に基づいて作成

売上債権（受取手形・売掛金）や貸付金等の金銭債権を金融資産に含むのは、現金、預金やその他の金融資産を販売先や貸付先の企業から受け取る契約上の権利であるとの理由による。買入債務（支払手形・買掛金）や借入金等の金銭債務は、債務先の企業に対し金融資産を引き渡す契約上の義務であるとの理由により金融負債に分類される⁽¹¹⁾。なお、金銭債務のうち支払手形、買掛金、借入金やその他の債務は、債務額をもって貸借対照表額とし、社債は、社債金額をもって貸借対照表額とするので、金銭債務については、時価会計の導入による影響は比較的少ない。

(2) 時価の捉え方

「会計基準」によれば、時価を「公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下、「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする」（「会計基準」第一の二）と定義し、「会計基準注

解」の「注2」に「市場について」と題し「市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システムも含まれる」と付記されている。この定義によれば「時価とは市場価格である」と解釈できる。但し、「意見書」では「なお、デリバティブ取引については、一般に、市場価格又はこれに基づく合理的な価額により時価が求められるが、デリバティブ取引の対象となる金融商品に市場価格がないこと等により公正な評価額を算定することが困難と認められる場合には、取得価額を持って貸借対照表額とすることができる¹²⁾とし、金融商品に市場価格がなく公正な評価額を算定できない場合、取得価額による評価も認めている。

(3) 金融商品の評価基準と会計処理

金融資産には時価で把握できるものが多数ある。このような資産は原則として時価で評価する。主な金融商品に限定し、その評価基準と会計処理について「意見書」と同時に公表された「会計基準」及び「会計基準注解」も参考にし概説する。

①有価証券

1) 売買目的有価証券

「会計基準」では、売買目的有価証券については「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券」と規定し、「時価で評価し、その評価差額は当期の損益として処理する（「会計基準」第三の二、1）」としている。

2) 満期保有目的の債券

「企業が満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債権」は原則として「償却原価法に基づいて算定された価額」で評価する。償却原価法とは「債権または債権を債権金額又は債権金額より低い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。この場合には、当該加減額を受取利息に含めて処理する¹³⁾。

3) 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式や関連会社株式は取得価額で評価する。これは、子会社・関連会社に対する投資は事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないとの考えに基づいている。但し、連結財務諸表では子会社株式は子会社純資産の実質価額が貸借対照表に反映され、関連会社株式は持分法により評価される¹⁴⁾。

4) その他の有価証券

「意見書」では、1)～3)のいずれにも該当しない有価証券は、すべて「その他有価証券」として分類される。このような有価証券は、売買目的有価証券と子会社株式及び関連会社株式との中間的な性格を有するものとして一括して捉えることが適当であるとし、業務提携目的等で保有する持ち合い株式や、株価低迷で長期に保有しているが市場動向によっては売却を予定する株式もその他有価証券に分類する。したがって、企業が保有する株式の大半は「その他有価証券」に分類される。評価基準は期末時の時価または期末前1ヵ月以内の市場価格の平均値を用いてもよい。但し、市場価格がない場合は、取得価額または償却原価（債券の場合）を適用し「その他有価証券の評価差額は洗い替え

方式に基づき、①評価差額の合計額を資本の部に計上する。②時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。なお、資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額は、税効果会計を適用し資本の部において他の剰余金と区分して記載しなければならない⁴⁵⁾としている。

5) 市場性のない有価証券の取り扱い

時価評価すべき有価証券であっても、市場価格がなく、客観的な時価が把握できない場合は、取得原価か償却原価法に基づいて算定された価額で評価する（「意見書」四の2）。

6) 時価が著しく下落した場合の取り扱い

「会計基準」によれば「満期保有目的の債権、子会社及び関係会社並びにその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落した時は、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価評価し、評価差額は当期損失として処理する。市場価格のない株式は発行会社の財務状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は、相当の減額をし評価差額は当期損失として処理しなければならない。なお、これらの場合、当該時価及び実質価額を翌期首の取得原価とする⁴⁶⁾のである。

②債権

受取手形、売掛金、貸付金等の債権には市場がなく時価の測定が困難なため、原則として時価評価は行わない。取得価額が期末の貸借対照表価額となる。但し、取得価額と債権価額とに差額の生じる債権については償却原価法を適用し、当該加減額は受取利息に含めて処理する（「意見書」四の1）。債務者の財務状態及び経営成績の悪化等による債権の実質価額の減少については「貸倒見積高の算定⁴⁷⁾において取り扱う。これは、債務者の経営状態が悪化した場合、債権の一部もしくは全額が回収できないことも考えられることによる。債権の貸借対照表額から回収不能の恐れがある部分を控除したもの（実質的に回収可能な部分）を「債権の実質価額」といい、債務者の信用リスクの低下による債権の実質価額の減少は貸倒見積高を算定した上で債権として資産計上する。貸倒見積高は原則として「貸倒引当金」として計上し、回収の可能性がない場合、債権（貸借対照表上での資産）から直接減額する。

1) 債権の区分

「会計基準」では債権を次の3つに区分することとしている（図表4）。

図表4 債権の区分

	区 分	内 容
1	一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
2	貸倒懸念債権	経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか、または生じる可能性の高い債務者に対する債権
3	破産更生債権等	経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

（出所）企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（1999年1月公表）に基づいて作成

2) 貸倒見積高の算定方法

一般債権は「債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた貸倒実績率等合理的な基準により算定する（「会計基準」第四の二、1）。」たとえば、当該期間における債権残高に対する算定期間（債権の平均回収期間などを利用）内に発生した貸倒損失額の割合を算定すればよい。なお、企業の恣意性を排除する方法には、たとえば、当期を最終年度とした場合、それ以前の2～3期間に発生した貸倒実績率の平均値などを、また、新事業への参入などによって過去の貸倒実績率の把握が困難な場合も、同業他社の貸倒引当金の引当率等を利用してもよいかも知れない。

貸倒懸念債権は債権の状況に応じて、「①債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額した残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法。②債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権は、当初の約定利子率で割引いた金額の総額と当該債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する」とし、「同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する（「会計基準」第四の二、2）。」

破産更生債権等は「債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額の全額を貸倒見積高とする（「会計基準」第四の二、3）。会計処理は「原則として、貸倒引当金として処理する。但し、債権金額または取得価額から直接減額することもできる（「会計基準注解10」）。なお、「契約上の利息支払日を相当期間経過しても利息の支払が行われていない状態にある場合や、債務者が実質的に経営破綻の状態にあると認められる場合には、すでに計上している未収利息を取り消すとともに、それ以後の期間に係る未収利息は計上してはならない（「意見書」五の2）」としている。

③金銭債務

「支払手形、買掛金、借入金その他の債務は債務額をもって、社債は社債金額をもって貸借対照表価額とする（「会計基準」第三の五）」としている。したがって、金銭債務に関しては、時価会計の導入による影響はなく、従来の方法と変わらない。

（4）ヘッジ会計および複合金融商品と処理方法

ヘッジ取引とは「ヘッジ対象の資産や負債に係る相場変動を相殺するか、同様の資産や負債に係るキャッシュ・フローを固定しその変動を回避し、価格変動、金利変動および為替変動といった相場変動などによる損失の可能性を減殺することを目的としてデリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引（「意見書」六の1）」である。デリバティブ取引によって生じる正味の債権・債務は時価評価し、評価差額は原則として当期損益として処理する。しかし、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引（ヘッジ取引）は、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象の資産に係る損益が認識されるまで、資産または負債として繰り延べる方法を原則とする。このような会計処理により、ヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を財務諸表に反映させるのである。但し、ヘッジ対象が消滅した時点でヘッジ会計は終了し、繰り延

べられているヘッジ手段に係る損益や評価差額を当該期間の損益として処理する。また、ヘッジ対象である予定取引が行われないことが明らかになった時にも同様に処理することになる⁽¹⁸⁾。

複数の金融商品を組み合わせた「複合金融商品」については、「意見書」で「①払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品、②その他の複合金融商品」に区別し、各々の処理方法を定めている。「①は、新株引受権付社債を発行した場合、新株引受権付社債を社債部分と新株引受権部分を区分して処理する。転換社債は転換権と社債が一体となっていることを考慮し、これらを区分しないで処理するか、新株引受権付社債に準じて処理する方法のどちらでもよい（「意見書」七の1）」としている。たとえば、新株引受権付社債を200発行した場合、新株引受権50、社債150に区分する。券面額200と社債150との差額は每期償却する。新株引受権50は、株式への転換が行使された時、「資本準備金」に計上し、行使されなければ「利益」に計上する。②には金利オプション付き借入金のように現物の資産及び負債とデリバティブ取引が組み合わされた商品やゼロ・コスト・オプションのように複数のデリバティブ取引が組み合わされた商品もある。但し、契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品は原則として一体として処理している⁽¹⁹⁾。もし、「通貨オプションを組み合わされた円建て借入金のように、現物の金融資産または金融負債にリスクが及ぶ可能性があり当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されない時は、当該複合金融商品の個々の金融資産または金融負債を区分して処理することが必要である（「意見書」七の2）」としている。

5. 時価会計における実務上の諸問題

金融商品の時価会計への適用に関する事項を中心に概説したが、時価会計を巡る議論の基本には「会計の役割または機能として、処分可能利益算定機能を重視するか、それとも投資意思決定情報提供機能を重視すべきか⁽²⁰⁾」という問題がある。ここで、企業経営の継続性という観点から、会計の役割や機能のあり方を踏まえ、時価会計導入に関連して発生する実務上の諸問題について考えてみたい。

(1) 「一物多価」と時価基準

製品やサービスを市場に提供する場合、売り手と買い手の合意によって売買が成立する。この時価が決まる。これを市場価格といている。すなわち、市場価格とは売買が行われる市場において、当該製品などを取得するために支払う金額のことである。しかし、市場には、提供する側と提供される側の立場の違いにより「売価」と「買価」の2つの価格が存在する。資産を時価評価する場合、どちらの価格を基に評価額を算定した方が合理的で、現在価値を適切に表示することになるのだろうか。

取得原価主義会計では、棚卸資産は「買価（商業では仕入原価、製造業では製造原価）」で評価し、有価証券も取得価額（買価）に基づいて算定し貸借対照表額とした。時価会計では棚卸資産は原価法を基準とするが、売買目的の有価証券は「売価」に基づいて評価することになる。つまり、「今（決算期末）、売ったらいくらになるか」という基準で資産評価を行う。しかし、ここに大きな疑問

が生じる。有価証券を例に取れば、期末時点で保有していることは実際には売却していないことを意味している。このような有価証券をすべて売却し、あたかも貨幣価値が実現したかのように想定して評価するのである。しかも、決算期末という動かすことの出来ない時間的条件が付いている。「意見書」では決算期末時点で貸借対照表額に計上するための基準価格はその日の「終値」を原則としている。しかし、有価証券の市場価格は毎日（毎時間）変動し、常に不安定な状態にある。また、決算期末日以降もかならず評価した価格で売却できるという保証もまったくない。保有株式は当日すべて売却できる筈もない。時価会計では実現不可能な仮定の基準で評価する。不動産業界の「売価＝市場価格」には、公示価格・路線価格・固定資産税評価額・実勢価格など複数ある。このように時価会計の評価基準自体が多様であり、各社の財務情報にも多様な評価額が表示される。

（2）未実現損益を含む収益性の評価

企業の財務情報の透明性を高めるために、金融商品への時価会計導入が行われた。特に有価証券等は取得目的に応じて「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社及び関連会社株式」「その他有価証券」に分類され、「売買目的有価証券」と「その他有価証券」に時価評価が適用されることになった。これまで「含み損益」の発生源と問題視されていた「持ち合い株式」は「その他有価証券」に分類され、時価評価の対象となった。

時価会計では株価や不動産価格が上昇している間は資産価値を増加させ、デフレ経済下ではその価値は減少する。バブル崩壊後から2000年度にいたるまで、わが国の株式や土地の総額は約1,500兆円下落したといわれている。この下落は現在も続いている。株式市場の低迷により、これまで内在させていた有価証券の含み損が時価会計導入によって顕在化した。このことによって資産評価は透明性を確保したかも知れない。しかし、反対に、決算日時点で値上がりした有価証券はどうであろうか。持ち合い株式以外の売買目的有価証券には時価評価が適用され、評価益は営業外収益に計上することになっている。しかし、このような利益は実際に売却したことによって実現したものではない。これを「未実現利益（実体のない仮定の利益）」というが、この未実現利益分を加算すれば、利益自体が底上げされる。取得原価主義会計では、実際に有価証券を売却し、売買益を見ない限り利益として計上しない。これに対し、時価会計では事業活動による経営成果に、企業業績とは必ずしも直接的には連動しない株証要因によって発生した未実現損益が利益（場合によっては損失）に加算される。そして、このような利益が企業の収益性に関する測定尺度として利用されるのである。

（3）貸借対照表重視による企業評価

取得原価主義会計による有価証券の会計処理は、通常、短期保有の売買を目的とする有価証券は流動資産に、長期保有の投資を目的とする有価証券は固定資産に計上する。そして、短期保有の有価証券の売却損益は営業外損益に、長期保有の投資有価証券の売買損益は特別損益に区分して計上することになっていた。いずれの売却損益も損益計算書に計上され、損失発生分も含め、貸借対照表に累積損益として反映されていたのである。しかし、時価会計では、「売買目的有価証券」には時価評価が適用され、未実現損益を含む評価差額は損益計算書に反映されるが、持ち合い株式などの「その他有価証券」は決算期末に時価評価が適用され、その評価差額は損益計算書を経ないで直接資本の部に反映

させるのである。

このような会計処理の変更は企業の財務行動に大きな変化をもたらした。日本的経営の象徴でもあった「持ち合い株式」は、これまで流動資産に計上され、取得原価で評価していた。しかし、時価会計では「その他有価証券」として扱われ、時価評価の対象となる。従来のまま含み損を抱えている場合は、多額の損失を計上することになる。このような事態を回避する方策として考えられたのが、有価証券を投資有価証券として固定資産の「その他有価証券（評価差額は毎期末の時価と取得原価との比較により算定）」に振替えることであった。このような措置を採れば、時価評価による評価差額は直接資本の部に計上されるため、損益計算書への影響が避けられる。（但し、期中に売却した場合、取得価額と売却価額との差額は売買損益として当期の損益に含まれる）。たとえば、2000年3月期と2001年3月期の有価証券報告書を見ると、旭硝子（1,408億円→0億円）、いすゞ自動車（1,214億円→0億円）、日産自動車（2,602億円→39億円）、三菱化学（1,028億円→36億円）、三菱重工業（2,629億円→759億円）、日本精工（1,082億円→231億円）というように軒並み流動資産の中の有価証券を減額させている²⁴⁾。このような各社の財務政策には、時価会計導入を前に、流動資産の株式を固定資産へ振替えることによって、時価評価による最終利益への影響を回避したことが窺われるのである。

利益の測定方法には財産法（期首と期末の純財産を比較し増加分を利益とする）と損益法（事業期間中の売上高から総費用を控除した残高を利益とする）がある²⁵⁾。時価会計の考え方によれば、企業が保有する時価評価の対象となる資産を決算期末時点の貨幣価値で換算し、その金額が前期より上回れば企業価値が高まり、下回れば企業価値が低下したと判断する。これは取りも直さず財産法（ストック）で企業評価を行う方法である。企業価値をストックだけで評価する考え方には疑問がある。企業経営の立場からすれば、保有資産を有効に活用し利益の極大化を図ることが最大の経営課題である。そして、事業活動の成果としての売上高や売上総利益・営業利益・経常利益等の各利益を算定し、自社の期間比較や他社との比較を行いながら事業の方向性に修正を加えて行く。特に、取得原価主義会計では実際の投資額に基づいて資産評価額が算定されるため、利益獲得に活用された企業資産の利用度を含めた投資効率が明確になる。「資本利益率」が重要視されるのはこのことによる。取得原価主義会計には損益法を中心とした考え方が基礎にあり、会計の役割として処分可能利益算定機能を重視する。

一方、時価会計は財産法を中心とした考え方であり、会計の役割として投資意思決定情報提供機能を重視し、投資家への情報提供を主目的としている。ROE（株主資本利益率）が目されるのはこのことによる。しかし、時価会計による評価差額は、損益計算書を経ないで直接貸借対照表に計上される。場合によっては、税効果会計により、実体のない評価差益額で自己資本が増額されることもある。そして、時価評価された資産額は翌期の簿価となり、決算期末に再度時価と比較され、新たな評価差額が直接資本の部に組み入れられる。このようにして算定された株主資本（自己資本）、総資本あるいは各資産額などを基礎に算出される各経営指標は、経営管理のための手段として利用価値があるかどうか疑問を持たざるを得ない。先述したように、時価会計による財務諸表には、多様な評価基

準によって算定された資産等が混在して表示される。したがって、企業が開示する財務情報の利用者は、各企業の時価評価基準の違いを十分理解しておく必要がある。

6. おわりに

時価会計導入によって、国際会計基準との調和を図り、含み損益等を明らかにすることは企業が開示する財務情報の透明性を高め、投資家の信頼が得られるとの考え方がある。しかし、時価会計導入による企業業績への影響は大きい。しかも、本来業務の業績とは直接的に連動しない面もある。事実、電機業界の2003年3月期決算でも三洋電機780億円、三菱電機500億円、松下電器産業370億円、NEC200億円といった株式評価損が特別損失として計上され、各社の最終利益を大幅に引き下げる要因になっている。

本来的には取得原価と時価による資産評価は対立する考え方である。根本的に対立する概念を並存させることが「一般に公正妥当と認められる会計基準」に成り得るのか。時価会計は取得原価と時価評価の併用適用を認めている。また、決算期末で時価評価を行なうとしても、現実には持ち合い株も含め保有している金融商品をすべて売却するわけではない。金融商品のすべてを売却したとする資産の算定方法に問題はないのだろうか。固定資産への減損会計の適用についても、将来キャッシュ・フローの見積金額と割引率の設定方法、資産のグルーピングの仕方、投資不動産に関する時価情報の注記の要否等、検討すべき点が多い。特に、実務的立場からすれば、時価評価額を基礎に算出された各経営指標を経営管理目的に活用することは、有効性という点でも疑問が残る。このため、時価会計導入については多岐にわたる再検討が求められるのである。

注

- (1) 財団法人 財務会計基準機構ホームページ参照 (<http://www.asb.or.jp>)。
- (2) 「会計制度の改訂の中で、時価会計・年金会計・キャッシュ・フロー計算書の導入が企業経営に与える衝撃度が高い。特に、時価会計については導入後も継続的に続くことを考慮すると予想以上に大きい(菊地誠一『時価会計が経営を変える』中央経済社、1999年、2—3頁)」といった意見もある。
- (3) 岩崎 彰・木村正勝『時価会計入門』日本経済新聞社、2000年、14—15頁。
- (4) 大蔵省(当時)の企業会計審議会は1980年5月「企業内容開示制度における物価変動財務情報の開示に関する意見書」を公表し、「企業経営者や投資家など各関係者が物価変動財務情報の開示に向けた積極的な検討を要望する」旨の意見が出されたこともある(参照:森田哲彌・宮本匡章編著『会計学辞典(第三版)』中央経済社、1986年、350頁)。
- (5) 時価には「①公正な評価額、②市場取引価格、③気配または指標その他の相場に基づく価格」などさまざまな捉え方がある。
- (6) 日本長期信用銀行の破綻に関連して1998年9月16日に行われた「金融安定化に関する特別委員会」で、速水日銀総裁(当時)は「国際的な不信感を払拭するには、株式は時価評価(国際標準)でやるべきだ。また、資産査定は現在の担保価値を時価で計算し、劣化していれば劣化していることを公表しない限り国際的信用は回復できない」という答弁をしている。
- (7) 「土地の再評価に関する法律」と「土地の再評価に関する法律の施行令」で構成されている。
- (8) 森田哲彌・宮本匡章編著、前掲書、176頁
- (9) 大蔵省(当時)企業会計審議会の「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書(以下「意見書」と称す

る)」（1999年1月22日公表）を参照。

- (10) 大蔵省（当時）企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の概要（以下「概要」と称する）」（1999年1月22日公表）の「実施時期等」を参照。同項目には「①債権の流動化に関するオフバランス基準や貸倒見積高の算定基準は早期適用も可、②債権・債務のオフバランス処理に関しては、限定的に現行実務を認める経過措置を設けること」が付記されている。
- (11) 企業会計審議会「意見書」の「Ⅲの一の1 金融資産及び金融負債の範囲」を参照。
- (12) 企業会計審議会「意見書」の「Ⅲの四の4 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務」を参照。
- (13) 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準注解」の「注2」。債券の取得価額と額面との差額が金利調整の場合、当該金利調整差額に相当する金額を償還期まで每期一定の方法で債券の貸借対照表価額に加減する。償却原価法には利息法と定額法があり、原則は利息法による。但し、継続適用を条件に定額法を採用することもできる。いずれの場合も当該加減額は受取利息として処理する（債券のクーポンや償却原価法に基づく取得差額の期間配分額も含む）。
- (14) 子会社の判定は支配力基準で行う。たとえば、①議決権50%超を保有している会社、②議決権40%以上50%以下でも実質的に支配力を有している会社、③議決権40%未満であっても持株要件（関係者や同意者の議決権総数が過半数）を満たし、かつ支配力を有している会社など当該企業を実質的に支配していると認められる場合は子会社となる。関連会社の判定は影響力基準で行う。たとえば、①議決権20%以上50%以下で子会社でない会社、②議決権15%以上20%未満で重要な影響を与える一定の事実がある会社、③議決権15%未満であっても持株要件（関係者や同意者の議決権総数が20%以上）を満たし、かつ重要な影響を与えている会社など当該企業に対して重要な影響を実質的に与えていると認められる場合は関係会社となる。
- (15) 企業会計審議会「会計基準」の「第三の二の4 その他有価証券」を参照。
- (16) 企業会計審議会「会計基準」の「第三の二の6 時価が著しく下落した場合」を参照。
- (17) 「貸倒見積高」の考え方や算定方法は企業会計審議会「意見書」の「五 貸倒見積高の算定」及び同「会計基準」の「第四 貸倒見積高の算定」を参照。
- (18) 企業会計審議会「会計基準」の「第五 ヘッジ会計」を参照。
- (19) 企業会計審議会「意見書」の「七 複合金融商品」及び同「会計基準」の「第六 複合金融商品」を参照。
- (20) 広瀬義州「取得原価主義会計の再検討」『企業会計』Vol. 47, No. 1, 中央経済社, 1995年1月号, 37頁。
- (21) カッコの中の前の金額が2000年3月期の残高で、後の金額が2001年3月期の残高である。その他、沖電気工業・住友金属工業・凸版印刷・デンソー・日本鋼管・フジクラ・三共・三菱マテリアルなど多数ある。
- (22) この問題については、田中 弘『時価主義を考える（第2版）』中央経済社, 2000年, 64—81頁が参考になる。